

資料 - 6

第5回姉川・高時川河川環境WG

平成17年2月2日

琵琶湖保全に関する関係機関のとりくみ概要

(主に農林水産関連)

平成17年2月2日

琵琶湖河川事務所

目次

1. 滋賀県中長期計画および部門別各種計画、ビジョン策定の経過	1
2. マザーレーク21(第1期対策)に関連する施策	
(1)水源かん養	2
(2)水質保全	3
(3)自然的環境・景観保全	4
3. マザーレーク21に関連する施策 概要図	
(1)水源かん養	5
(2)水質保全	6
(3)自然的環境・景観保全	7

参考資料 1 滋賀県中長期計画の概要

1. マザーレーク21計画の概要	9
2. 滋賀県中期計画	11

参考資料 2 滋賀県部門別各種計画、ビジョン

1. 琵琶湖環境基本条例	15
2. みずすまし条例	16
3. 琵琶湖水質保全計画	17
4. 滋賀県環境影響評価条例	18
5. しがの農林水産ビジョン	19
6. 滋賀県環境こだわり農業推進条例	23
7. 琵琶湖森林づくり条例	24

参考資料 3 関連する法律、国の計画策定等

1. 水源地域ビジョン	28
2. ダム周辺の山林措置制度	29
3. 森林・林業基本法(新基本法)	30

1. 滋賀県中長期計画および部門別各種計画、ビジョン策定の経過

年	西暦	滋賀県の動き		関連する法律、国の計画策定等	備考
		上位計画(中長期計画)	部門別の条例、各種計画、ビジョン		
平成8年	1996	4月 滋賀県琵琶湖水政審議会「琵琶湖の総合的保全のための課題と今後の取り組み(中間まとめ)」の作成	3月 琵琶湖環境基本条例の制定 [参考資料2] P.15 3月 滋賀県生活排水対策の推進に関する条例(みずすまし条例)の制定 [参考資料2] P.16		
平成9年	1997	3月 滋賀県琵琶湖水政審議会「琵琶湖総合保全整備計画の在り方」をとりまとめ、国に理解求める 3月 滋賀県長期構想「新・湖国ストーリー2010」(目標年次:平成22年)の策定	10月 第3期琵琶湖水質保全計画の策定 [参考資料2] P.17	3月 琵琶湖総合開発事業完了(着手:昭和47年度) 4月 関係6省庁が共同で「琵琶湖の総合的な総合的な保全のための計画調査」に着手(平成9,10年度) 5月 河川法の一部改正	関係省庁: 環境庁、国土庁、厚生省、農林水産省、林野庁、建設省(以上6省庁 当時)
平成10年	1998		12月 滋賀県環境影響評価条例の制定 [参考資料2] P.18	3月 第5次全国総合開発計画(31日閣議決定) 目標年次:平成22~27年(2010~2015) 4月 国営新湖北地区全体実施設計に着手(農林水産省 工期:平成19年度まで)	
平成11年	1999			7月 食料・農業・農村基本法の施行(農林水産省) 9月 21世紀の水源地域ビジョンの策定(建設省) [参考資料3] P.28	
平成12年	2000	3月 マザーレーク21(琵琶湖総合保全整備計画)策定 [参考資料1] P.9 国の関係6省庁の共同実施による計画調査(平成9~10年度)の成果を踏まえながら、県民総ぐるみによる琵琶湖総合保全の指針として滋賀県が策定	3月 滋賀県景観指針「淡海風景プラン」の策定	4月 「ダム周辺の山林措置制度」の創設(建設省) [参考資料3] P.29	
平成13年	2001		3月 しがの農林水産ビジョンの策定 [参考資料2] P.19 8月 滋賀県緑化基本構想の策定(淡海のみどり2010構想)	1月 循環型社会形成推進基本法の施行(環境省) 2月 淀川水系流域委員会の設置(国土交通省) 7月 森林・林業基本法の施行(林野庁) [参考資料3] P.30 10月 土地改良法の改正(農林水産省)	1月 中央省庁再編
平成14年	2002		3月 第4期琵琶湖水質保全計画の策定 [参考資料2] P.17		
平成15年	2003	10月 滋賀県中期計画の策定 [参考資料1] P.11 長期構想「新・湖国ストーリー2010」の改訂版であり、平成15年度からの県政運営の基本となっている	3月 滋賀県環境こだわり農業推進条例の制定 [参考資料2] P.23		
平成16年	2004		3月 琵琶湖森林づくり条例の制定 [参考資料2] P.24 3月 新滋賀県環境総合計画の策定 6月 ヨシ群落保全基本計画の策定		
平成17年	2005				

2. マザーレーク21 (第1期対策) に関連する施策

(1) 水源かん養

マザーレーク21の計画目標		第1期対策の構成		平成16年度に実施された施策			
項目	目標	対策区分	対策の構成	施策名	実施主体	事業内容	
水源かん養	【第1期目標】1999～2010年 降水が浸透する森林、農地等の確保 【第2期目標】2011～2020年 森林、農地等が有する浸透貯留機能の向上と、自然の水循環を生かす適正な水利用の推進 【あるべき姿】 自然の水循環を生かす淡海の森と暮らし	浸透貯留域の保全対策 (自然の水循環の保全)	森林	森林の面的確保と適正管理 国土の保全のための整備 森林の整備 森林管理への支援	<ul style="list-style-type: none"> 保安林指定の促進と適正な管理 造林事業 治山事業 砂防事業 湖国のみどりづくり推進事業 上下流連携による水源の森林づくり事業 	県 県、市町他 県、市町 県 県 県	保安林の配備 間伐、枝打ち育成等 治山ダム設置、山腹崩壊地復旧 砂防ダム、山腹工事 優秀なとりくみ事例の表彰 交流会の開催、保全活動の支援
			農地	農地の確保と保全、整備	<ul style="list-style-type: none"> 農業用水再編対策事業(地域用水増進型) かんがい排水事業 ほ場整備事業 農村総合整備事業 中山間地域総合整備事業 	国、県、市町他 "	地域用水機能の増進 農業用排水路の整備による優良農地の確保と保全 生産基盤の整備による農地の有効利用 農村生活環境基盤の整備 中山間地域における生産基盤と生活環境の一体的な整備
			市街地他	公園、水辺等の緑地確保	<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地事業 	県、市町	緑地、水辺空間の確保
		人為の貯留機能の向上対策	農地	農業水利施設の適正な管理 ため池の保全、整備	<ul style="list-style-type: none"> 基幹水利施設補修事業 国営造成施設管理体制整備促進事業 かんがい排水事業 ほ場整備事業 ため池等整備事業 	国、県、市町他 "	農業水利施設(頭首工、水路等)の補修 高度化する多面的機能発揮に係る管理費用増大に対する支援 参考資料3 優良農地の確保 農地の有効利用 老朽ため池の改修による機能回復
			市街地他	雨水貯留、浸透施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画街路事業 流域貯留浸透事業 	県、市町 "	透水性舗装、植樹帯の整備 河川流域における保水機能の確保、地下水の涵養
			リサイクル型水利用の推進対策	農地	循環かんがいや反復かんがい施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 環境こだわり農業推進事業 みずすまし事業 農業集落排水事業 	県 県 県・市町
			市街地他	住宅、建築物における節水型施設整備	<ul style="list-style-type: none"> 流域貯留浸透事業 	県・市町	環境に配慮した良好な住宅、宅地の整備
		その他	住民参画 情報共有 調査研究				

出典:「マザーレーク21計画～琵琶湖総合保全整備計画」(滋賀県、平成12年3月)による。平成16年に実施された施策は、滋賀県ホームページによる。

2. マザーレーク21 (第1期対策) に関連する施策

(2) 水質保全

マザーレーク21の計画目標		第1期の対策構成		平成16年度実施施策				
項目	目標	対策区分	対策構成	施策名	実施主体	事業内容		
水質保全	[第1期目標] 1999～2010年 昭和40年代前半レベルの流入負荷 [第2期目標] 2011～2020年 カビ臭、淡水赤潮、アオコの発生が慢性化する以前の水質(昭和40年代前半の水質状況) [あるべき姿] 昭和30年代の水質	点源からの流入負荷削減	生活系対策	生活排水の負荷削減 〔し尿や生活雑排水の処理施設を整備することにより、汚濁負荷を削減し水質保全を図る〕	・下水道整備事業 ・農業集落排水事業 ・合併処理浄化槽設置整備事業	県 県、市町他 県、市町	流域、公共下水道の整備 農業集落におけるし尿、雑排水処理施設も整備 合併処理浄化槽設置整備事業	
			処理系対策	生活排水の(超)高度処理による負荷削減 〔し尿や生活雑排水の(超)高度処理施設を整備することにより、汚濁負荷をさらに削減し水質保全を図る〕 し尿、ごみ処理対策 〔処理施設の処理の適正化等〕 地域物質循環対策	・下水道整備事業 （下水道超高度処理） ・農業集落排水事業 （処理水の再利用） ・汚泥再生処理センター整備事業 ・ごみ処理施設整備事業	県・市町 市町 市町 市町	現在の終末処理場の処理水準を上回る超高度処理施設の整備 処理水の再利用による高度処理施設の整備 汚泥再生処理センターの整備 ごみ処理施設の整備	
			畜産系対策	家畜ふん尿の負荷削減 地域物質循環対策	・畜産環境施設整備事業 ・広域畜産リサイクルセンター整備対策	営農集団 "	家畜ふん尿処理施設の整備 畜産ふん尿の広域的なリサイクルセンターの整備、 有機物資源の再利用	
			面源からの流入負荷削減	農業系対策	省化学肥料推進対策 農村地域水質保全対策	・環境こだわり農業の推進 ・水質保全対策事業 ・地域用水機能増進事業 ・みずすまし事業(水田反復利用施設) ・農業集落排水事業	国、県、市町、土 地改良区	省化学肥料栽培の普及促進
				土地系等対策	市街地排水対策 降水の栄養塩低減対策	・市街地排水浄化対策事業	県・市町	市街地における、初期降雨の流出に伴う汚濁負荷の削減
				流出過程対策	流入河川浄化対策 公共施設等による雨水の貯留浸透対策 ダムにおける水質保全対策	・河川環境整備事業(流入河川対策)	国、県	河口部および河川内における水質の浄化
		湖内対策		水草、浮遊ごみ等の除去対策 底質改善対策 特定水域の浄化対策	・水草刈取事業 ・漁場環境保全総合美化推進事業	県・市町 県他	水草刈取作業(湖内全域) 漁場のごみ除去(湖内全域)	
		その他	普及、啓発活動					

出典:「マザーレーク21計画～琵琶湖総合保全整備計画」(滋賀県、平成12年3月)による。平成16年に実施された施策は、滋賀県ホームページによる。

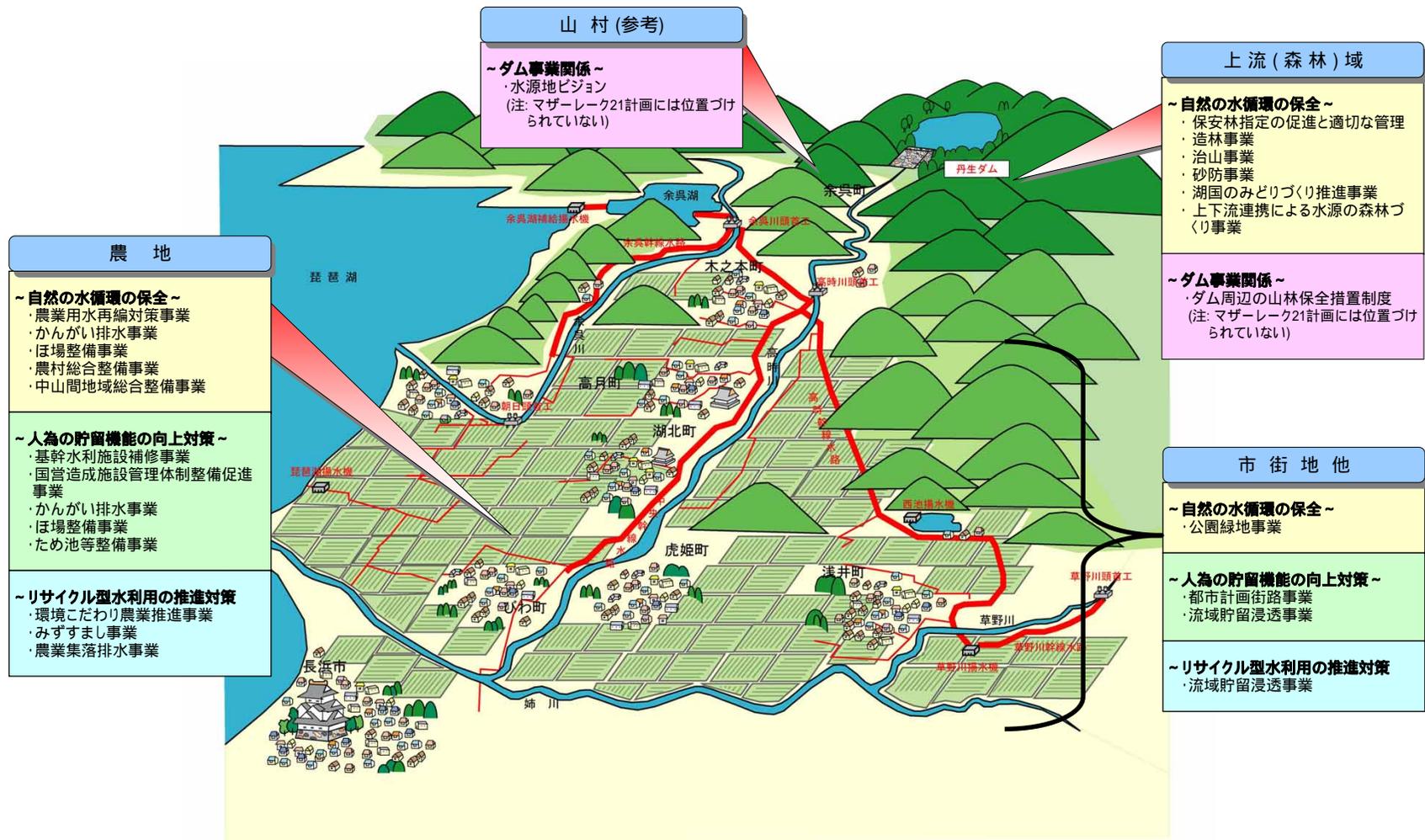
2. マザーレーク21(第1期対策)に関連する施策

(3) 自然的環境・景観保全

マザーレーク21の計画目標		第1期対策の構成		平成16年度に実施された施策		
項目	目標	対策区分	対策構成	施策名	実施主体	事業内容
自然的環境・景観保全	<p>【第1期目標】1999～2010年 生物生息空間(ビオトープ)をつなぎネットワーク化するための拠点の確保</p> <p>【第2期目標】2011～2020年 生物生息空間(ビオトープ)の拠点をつなぐネットワークの骨格の概成</p> <p>【あるべき姿】 湖の環境を守る豊かな自然生態系のなかで、多様な生物の営みによって四季折々に美しい固有の景観を見せる琵琶湖</p>	湖辺域における対策(沖帯含む)	<p>現存する自然湖岸の保全 人工護岸の再自然化 動植物の生態系に配慮したビオトープ空間の創造 新たな湖岸緑地の確保 在来生物の生息空間の確保 ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の拡充 自然公園の再整備 水産有用種以外の在来種も視野に入れた水産資源保護培養</p>	<p>ヨシ群落保全条例による保全管理 自然公園等事業 湖岸保全整備事業(ヨシ、河畔林保全)</p> <p>湖岸保全整備事業(砂浜保全) 湖岸保全整備事業(湖岸再生) 河川再生事業(湖岸再生事業) 各市町景観条例による景観形成 水産資源保護増殖対策事業 漁場環境保全総合美化推進事業</p>	<p>県 県・市町 県</p> <p>県 県 県 県他 県他 県他</p>	<p>ヨシ群落の維持管理、植栽 優良自然風景地の保護、利用増進のための整備 ヨシ原、湖河畔林等の保全整備</p> <p>湖岸浸食の防止が必要な砂浜湖岸の保全整備 人工湖岸の再自然化 治水機能の向上と景観、親水、生態系の改善</p> <p>在来種等の種苗放流 漁場のゴミ除去</p>
		平地・丘陵地における対策	<p>農村地域におけるビオトープの保全整備 農地、水路、ため池の環境保全機能利用の充実 身近な優れた自然環境の保全整備 ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の拡充 生物環境アドバイザー制度の拡充</p>	<p>ため池等整備事業 農村環境整備事業 ほ場整備事業 田園空間整備事業 みずすまし事業(県営、単独) 湖北エコミュージアム構想</p>		ため池や各種生活環境整備とあわせた自然環境の保全
		山地森林における対策	<p>里山林等の保全整備 ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の拡充 生物環境アドバイザー制度の拡充</p>	<p>造林事業 湖国のみどりづくり推進事業 上下流連携による水源の森林づくり事業</p>	県・市町	間伐、枝打ち育成
		河川・河畔林における対策	<p>河川環境の保全整備 ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の拡充 生物環境アドバイザー制度の拡充</p>	<p>統合河川整備事業(河川再生、河道整備) 河川環境整備事業</p>		
		その他	<p>住民参画 情報共有 調査研究</p>			

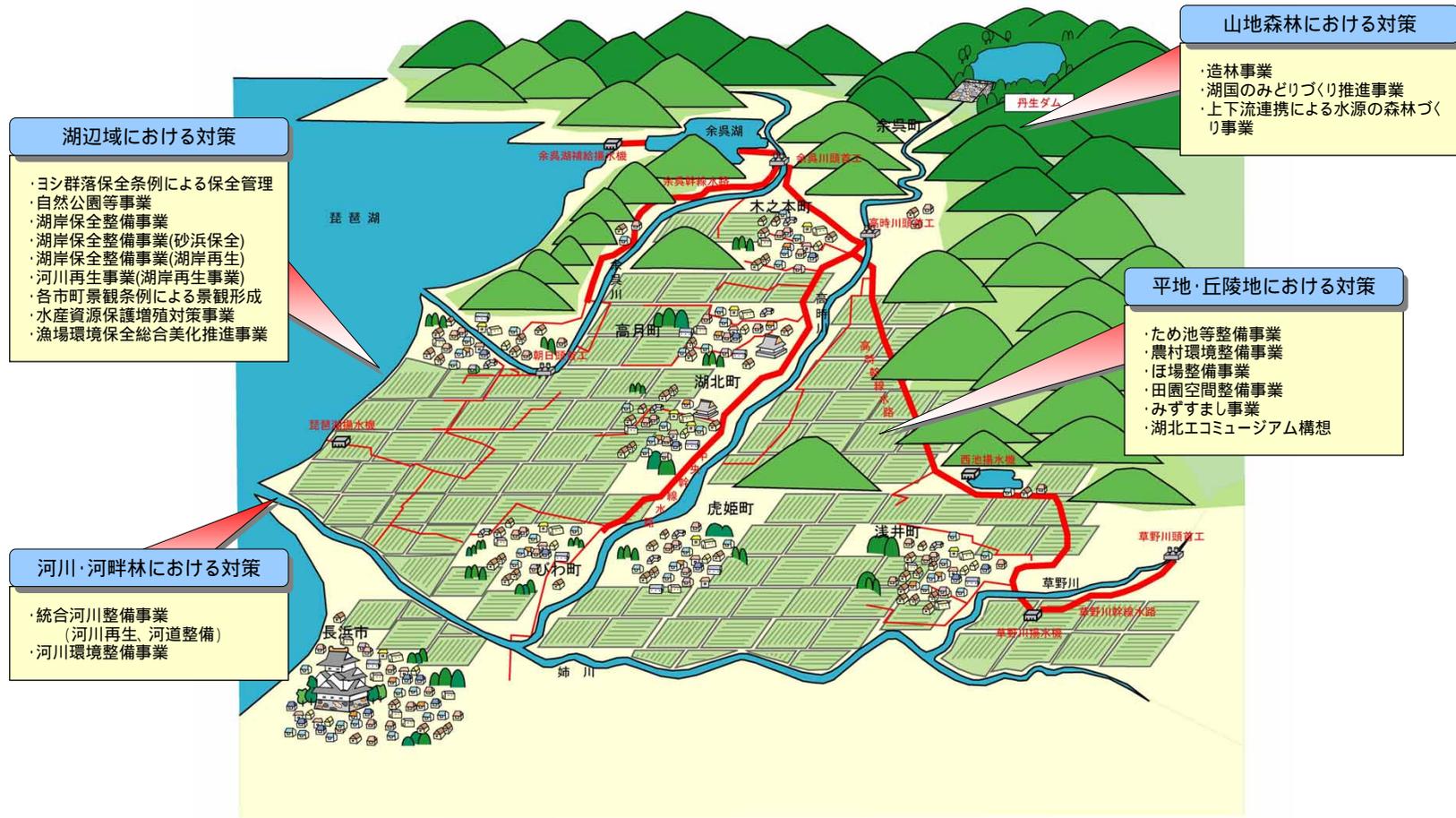
出典:「マザーレーク21計画～琵琶湖総合保全整備計画」(滋賀県、平成12年3月)による。平成16年に実施された施策は、滋賀県ホームページによる。

3. マザーレーク21に関連する施策 概要図 (1) 水源かん養



注) 枠内にある事業は、平成16年に県全体で実施された施策であり、湖北圏域においてすべて実施されているとは限らない。また、事業によって進捗状況に差がある。

3. マザーレーク21に関連する施策 概要図 (3) 自然的環境・景観保全



注) 枠内にある事業は、平成16年に県全体で実施された施策であり、湖北圏域においてすべて実施されているとは限らない。また、事業によって進捗状況に差がある。

参考資料 1

滋賀県中長期計画の概要

1. マザーレーク 21 計画の概要……………9
2. 滋賀県中期計画……………11

1. マザーレイク 21 計画 (琵琶湖総合保全整備事業) の概要

「マザーレイク 21 計画(琵琶湖総合保全整備計画)」は、健全な琵琶湖を次世代に引き継ぐための指針として、平成 12 年(2001 年) 3 月に策定され、県民・事業者の皆さんの主体的な取り組みと行政の各種施策を計画の両輪に据えて推進している。

(1) 基本理念

琵琶湖と人との共生 (琵琶湖を健全な姿で次世代に継承する)

(2) 基本方針

- a. 共感 (人々と地域との幅広い共感)
- b. 共存 (保全と活力あるくらしの共存)
- c. 共有 (後代の人々と琵琶湖の共有)

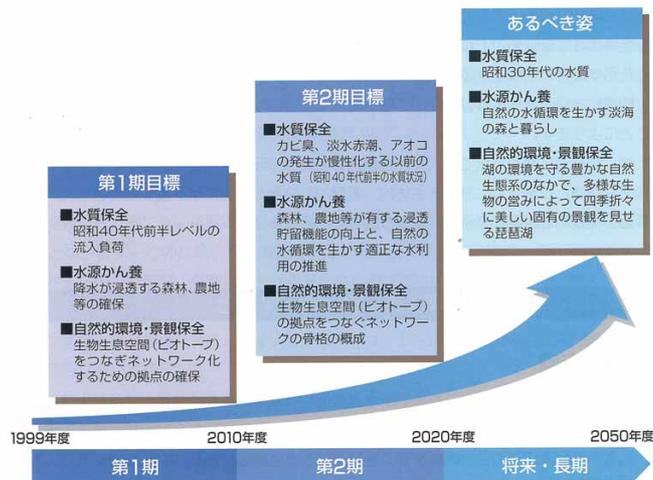
(3) 全県をあげた取り組み - 協働 -

県民、事業者等の主体的な取り組みを基本に、各主体が積極的に協働して取り組む。なお、これら県民、事業者等の取り組みを支援するため、県はもとより地域により密着した市町村の役割は重要であり、県と市町村は連携を図り取り組む。

琵琶湖に流入する河川流域ごとの地域の特性等を考慮しつつ、河川流域単位ごとに、住民、事業者、市町村、県等の各主体が一体となって取り組む。

(4) 計画期間・目標

概ね 50 年後(2050 年頃)の琵琶湖のあるべき姿を念頭に 20 年後(2020 年)の琵琶湖を次世代に継承する姿として設定し、第 1 期、第 2 期においてそれぞれの 3 つの目標を不可分のものとして取り組む。



(資料: マザーレイク 21 計画, 滋賀県琵琶湖環境部水政課)

(4) 総合保全の基本的方向と対策

総合的保全の取り組みは、水質保全、水源かん養、自然的環境・景観保全およびそれらの推進に必要な分野で構成する。

表 対策の構成

水質保全	水源かん養	自然的環境・景観保全
<ul style="list-style-type: none"> ・発生源対 ・流出過程対策 ・湖内対策 ・住民参画等 ・調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・透貯留域の保全対策 ・人為の貯留機能の向上対策 ・リサイクル型水利用の推進対策 ・住民参画、情報共有 ・調査・研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビオトープのネットワーク拠点の確保対策 ・住民参画等 ・調査・研究

(5) 流域単位での取り組み

河川流域内の身近な拠点(自治会単位等の湧水、小川、鎮守の森、里山、棚田等)ごとに、探検・調査などを通して現状等を把握し、わかりやすい目標を設定のうえ、取り組みを実践する流域協議会を設置し、様々な活動が展開されている。

また、流域協議会を核として、環境団体、行政、個人等の参加のもとに、これらの取り組みを支援し、琵琶湖を緩やかに囲むネットワーク組織として、「琵琶湖流域ネットワーク委員会」が平成 15 年 2 月に設立された。



図 河川流域単位の例示

(資料: マザーレイク 21 計画, 滋賀県琵琶湖環境部水政課)

(6) 計画の実行性の確保

マザーレイク 21 計画の実効性の確保を図るため、琵琶湖の現状、計画目標の達成状況、対策の効果、住民の保全 に対する考え方等を適切に把握し、その評価に基づき計画の柔軟な見直し・改善を行う「マザーレイク 21 計画の持続的改善のため評価システム」を運営している。

2. 滋賀県中期計画

滋賀県では、平成 9 年(1997 年)に、目標年度を平成 22 年度(2010 年度)とする長期構想「新・湖国ストーリー2010」を策定し、県勢の均衡ある発展と県民福祉の向上を図るため、その着実な推進に取り組んできた。

時代が大きく変化する中で、これまで築いてきた県勢発展の基盤や本県の特性を生かしながら、21 世紀の新たな展望を切り拓いていくため、長期構想「新・湖国ストーリー2010」を改定し、その基本理念である自然と人の共生を図るという基本的な考え方を継承しながら、「滋賀県中期計画」を策定した。

(1) 基本目標

「自然と人間がともに輝くモデル創造立県・滋賀」

県民一人ひとりの暮らしや地域活動をはじめとするさまざまな社会経済活動が、自然に抱かれた中で新たな活力を生み出し、自然と人間がともに輝きながら持続可能な発展を続けるためのモデルの創造に向けて、県民、NPO、企業、行政が協働して取り組み、そのことによって「エコ文化」と呼べる新しい地域文化の根付く、存在感のある滋賀を築いていく。

(2) 計画期間

平成 22 年度(2010 年度)における基本目標の設定や滋賀の将来像を描きながら、それらを実現するための戦略や個別の施策については、社会経済情勢の変化が激しい今日の状況を鑑み、平成 15 年度(2003 年度)から平成 19 年度(2007 年度)までの 5 年間の展開方向を示している。

(3) 基本戦略

基本目標の実現に向けての主な道筋を「基本戦略」として掲げる。「自然と人間がともに輝くモデル創造立県・滋賀」を実現に向けて、

自然が輝くよう保全、回復に取り組むこと

自然と調和するライフスタイルと産業を創り出すこと

自然の輝きを享受しながら人間の輝きを増すこと

の 3 つの道筋に沿って、滋賀の特性や優位性を高めていくため、「10 の戦略」等の推進に係る施策・事業を重点的に展開していく。

(4) 計画の推進と進行管理

社会経済情勢の変化のスピードが速い今日の状況に対応しながら、この計画の具体化については、毎年度の施策・事業の構築、予算等で明らかにする。

この計画では、身近な指標を使って目標を数値化した「しがベンチマーク」を掲載し、計画の政策目標として位置づけている。この「しがベンチマーク」の達成状況の把握や「施策評価」によって、この計画の進行状況を毎年度把握していきます。これにより、従来から取り組んできた「PDCA型行政運営システム(計画(PLAN) - 実施(DO) - 評価(CHECK) - 反映(ACTION)の各段階を組み込んだ循環型行政運営)」の一層の推進を図ることとする。

「10の戦略」については、「しがベンチマーク」のもとに、5年間で到達すべき成果目標を設定したアクションプログラムを策定し、その推進を図ることとする。

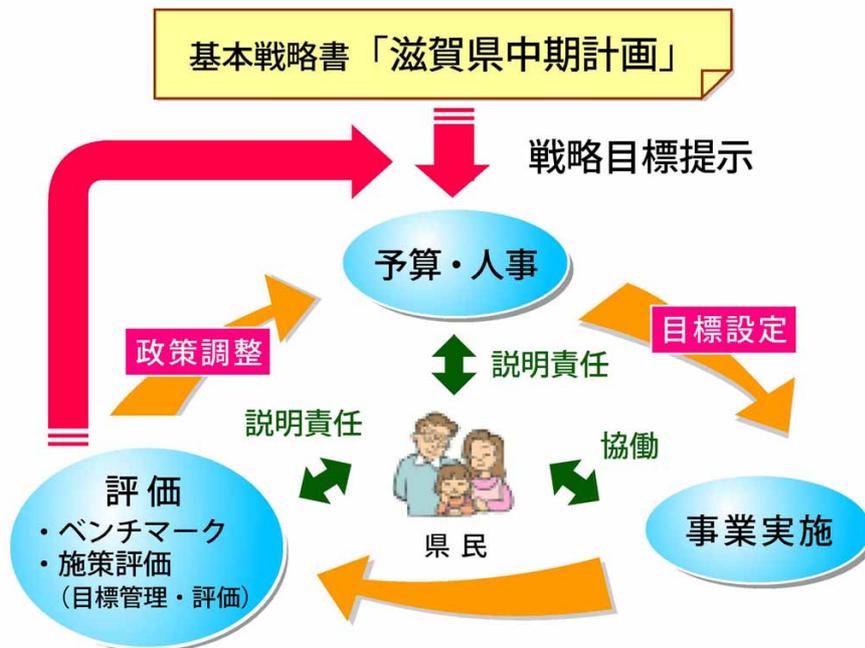


図 「新しい行政運用モデル」の構築
(資料: 滋賀県中期計画, 滋賀県)

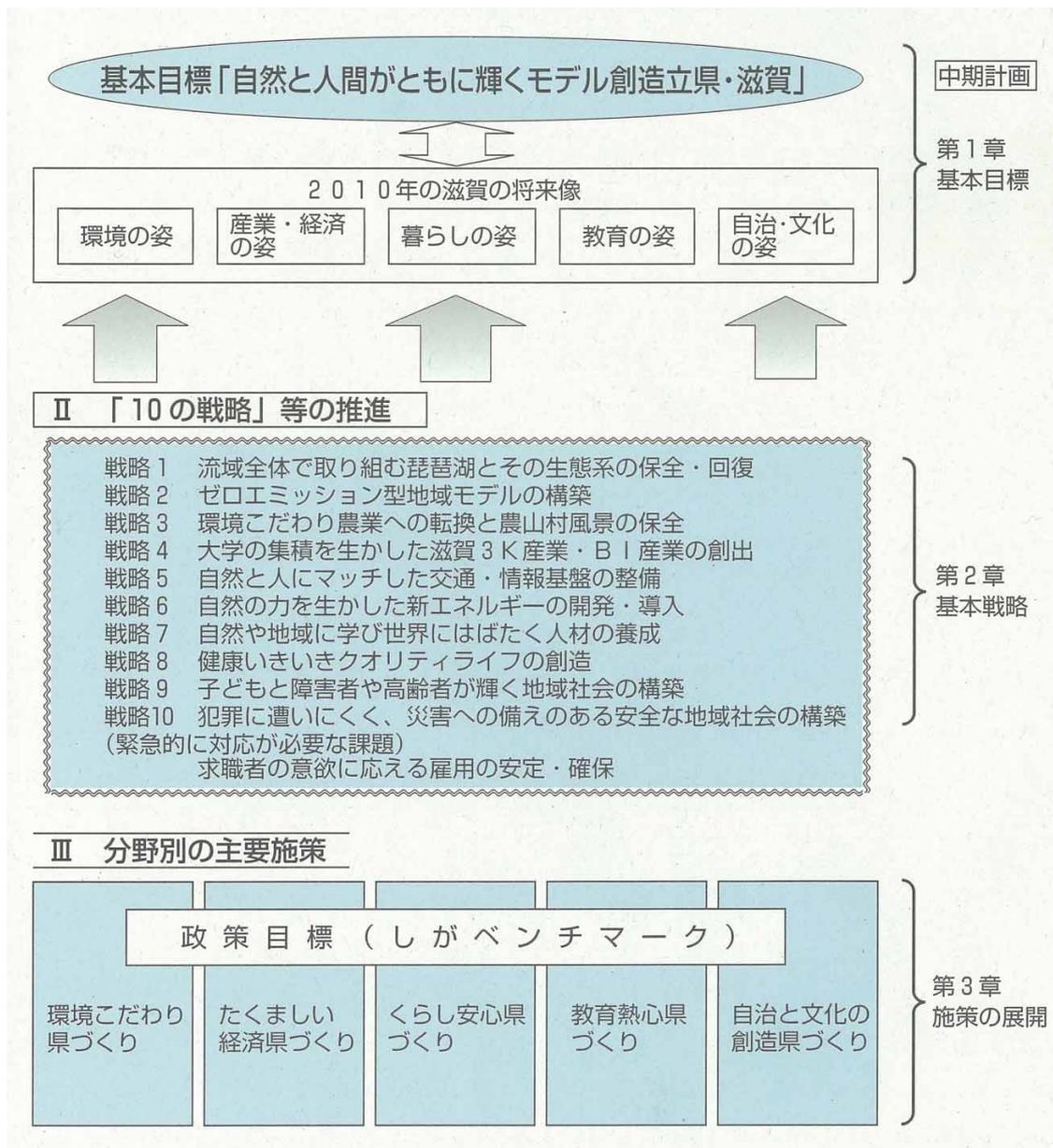


図 滋賀県中期計画の全体像

参考資料 2

滋賀県部門別各種計画、ビジョン

1. 琵琶湖環境基本条例……………15
2. みずすまし条例……………16
3. 琵琶湖水質保全計画……………17
4. 滋賀県環境影響評価条例……………18
5. しがの農林水産ビジョン……………19
6. 滋賀県環境こだわり農業推進条例……23
7. 琵琶湖森林づくり条例……………24

1. 琵琶湖環境基本条例

滋賀県では、平成 8(1996)年 3 月、健全で質の高い環境の確保をめざして、滋賀県環境基本条例を制定した。

この条例では、環境に関する基本的な考えと県民、事業者、県の役割および責務を定め、環境の保全を推進するための施策を掲げている。

(1) 条例全文

わが国最大の湖であり、生物の宝庫である琵琶湖を擁する滋賀県には、湖国独特の豊かな自然環境が形成され、また、日本列島のほぼ中央に位置していることから、古来、しばしば歴史の重要な舞台となり、人々が盛んに交流して、豊かな歴史的、文化的遺産と固有の風土が形づくられてきた。

私たちは、この豊かさを、ともすれば忘れ、生産の向上と便利な生活を追求するあまり、自然や風土を含めた環境に少なからぬ負担を与え続け、その影響は地球規模の環境にまで及んでいる。今、私たちは、琵琶湖をはじめとする自然界に起きつつある様々な変化を、自己保存のため自然界が発する目に見える警告として受けとめなければならない。

環境は壊れやすく、復元するのは容易ではない。もはや環境はそこにあるもの、与えられるものでもない。私たちは、物質の循環の重要性、資源の有限性を認識しながら、環境がもつ復元能力の下に持続的な発展を図っていかなければならない。また、生態系の多様性を積極的に確保し、次の世代に引き継いでいく強い意志と行動が必要である。

私たちは、県民による主体的な環境保全の活動を礎として築かれた「環境自治」をさらに押し進め、新しい環境観に立つ「環境優先の理念」の下に、文化的環境を含めた広範な環境全体への周到な配慮と保全活動を展開することを決意し、ここに滋賀県環境基本条例を制定する。

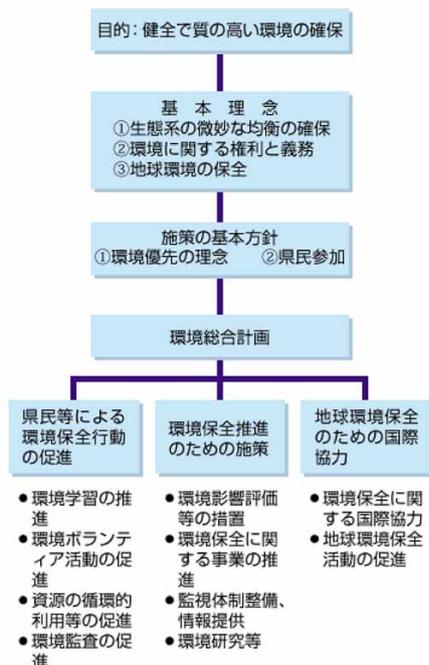


図 環境基本条例体系図

(資料:滋賀県環境部 農政水産課 HP)

2. 滋賀県生活排水対策の推進に関する条例（みずすまし条例）

(1) 概要

「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例（みずすまし条例）」は平成 8(1996)年から施行され、特に県民の責務として、合併処理浄化槽の設置等により水質汚濁低減を自主的に図ることを求めている。平成 9(1997)年からは下水道が長期間整備されない区域で住宅を新築する場合やトイレを水洗化する場合に、原則として合併処理浄化槽の設置を義務づけた。

(2) 目的

この条例は、生活排水対策に関し、県民、事業者および県の責務を明らかにするとともに、生活排水の適正な処理を推進することにより、琵琶湖、生活排水が排出される河川その他の公共水域の水質の保全を図り、もって県民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。

3. 琵琶湖水質保全計画

(1) 琵琶湖水質保全計画

琵琶湖は、昭和 60(1985)年に指定湖沼に指定され、琵琶湖の水質の汚濁に関係があると認められる地域が指定地域(琵琶湖の集水域)として指定された。指定地域における湖沼水質保全計画を5年ごとに本県と京都府(京都市の一部が指定地域)が共同で策定することになっている。「琵琶湖にかかる湖沼水質保全計画」は、昭和 61～平成 2 年度を計画期間とする第 1 期計画、平成 3～7 年度までの第 2 期計画、平成 8～12 年度までの第 3 期計画に続き、平成 14 年 3 月には、平成 13～17 年度までを計画期間とする第 4 期計画を策定した。



琵琶湖水質保全計画の体系 (湖沼水質保全特別措置法)

(2) 計画の目標と水質の推移

第 4 期の琵琶湖水質保全計画では、平成 17(2005)年度の目標水質を定め、それを達成するために各種の水質保全対策を実施している。

表 計画の目標と水質の推移

項目		年度		平成 11 年 (1999)	平成 12 年 (2000)	平成 13 年 (2001)	平成 14 年 (2002)	平成 17 年 (2005) 目標
		北湖	南湖					
化学的 酸素 要求量 (COD)	75%値	北湖		2.9	3.0	2.9	3.1	2.8
		南湖		4.0	3.9	4.2	4.7	3.5
	(参考) 年平均値	北湖		2.6	2.7	2.6	2.7	2.4
		南湖		3.3	3.9	3.1	3.4	2.9
全窒素 (T-N)	年平均値	北湖		0.32	0.33	0.28	0.24	0.27
		南湖		0.38	0.41	0.32	0.32	0.35
全りん (T-P)	年平均値	南湖		0.017	0.021	0.016	0.017	0.015

(資料: 滋賀県農政水産部 HP より)

4. 滋賀県環境影響評価条例

平成 10 年 12 月 24 日 滋賀県条例第 40 号

(1) 目的

この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことおよびその事業に係る工事の着手後に事後調査を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価および事後調査（以下「環境影響評価等」という。）について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について環境影響評価等が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(2) 環境影響評価制度とは

環境影響評価(環境アセスメント)とは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度である。アセスメントとは「評価、査定」という意味。



(資料: 環境影響評価支援ネットワーク HP)

5 しがの農林水産ビジョン

(1) ビジョンの性格

このビジョンは、滋賀県長期構想「新・湖国ストーリー2010」を上位計画とする農林水産部門の基本計画である。

21世紀初頭における滋賀の農林水産業および農山漁村の目指すべき方向とその実現のため振興方策を明らかにするものである。

計画基準年次：平成10年度(1998年度)

計画目標年次：平成22年度(2010年度)

(2) 滋賀の農林水産業の将来像

琵琶湖をはじめとして農地や森林など県土全体と、そこに生活する生産者・消費者など県民全体の4つの元気を支え、個性に満ちあふれた魅力ある滋賀の農林水産業の実現をめざす。



図 滋賀の農林水産業の将来像

資料) 滋賀県農政水産部農政課、しがの農林水産ビジョン、平成13年

(3) ビジョンの基本目標

以下、「滋賀県農政水産部農政課，しがの農林水産ビジョン，平成13年」より抜粋

1 基本理念

本県の農林水産業は、県民に新鮮で豊かな農林水産物を供給するだけでなく、その継続的な生産活動を通して、県土や自然環境の保全、良好な景観の形成、地域文化の伝承など、地域経済の維持・発展や県民の暮らしに重要な役割を果たしてきました。21世紀という新しい時代が到来した今も、本県には、緑豊かな自然や先人から受け継がれてきた地域固有の貴重な資源が残されています。

社会経済のシステムの転換期にあつて、現在抱えるさまざまな課題の解決を図り、滋賀のもつ素材を活かした魅力ある農林水産業と農山漁村を創造していくことが必要となっていることから、次の4つの基本理念を掲げ、これからの施策を展開していきます。

(1) 食と農がつなぐ生産者と消費者のきずな

安全・安心・新鮮な地場の食材を活用して、県民の健康を支える食生活の実現を図るとともに、食を通じて生産者と消費者が支え合う関係を築きます。

(2) 滋賀の特性を活かした農林水産業の創造

滋賀のもつ固有の素材を活かした「業」として魅力のある農林水産業の創造とその持続的な発展に努めます。

(3) 琵琶湖をはじめとする自然と生産活動との共存

多様な価値を有する琵琶湖をはじめとして、自然と共存する農林水産業の生産活動の実現を図ります。

(4) 生活者のための活気あふれるふるさとづくり

人々の心やすらぐ緑豊かな森林・田園の景観の保全を図り、生活者がいきいきと活動できる場づくりを進めます。

2 主要指標

(1) 生産構造の見通し

農業就業人口や漁業経営体数等は年々減少する傾向にあり、この状況は今後も続くものと見込まれます。

項目	現状（平成10年）	中間（平成17年）	見通し（平成22年）	H22/H10
農 家 戸 数	51,540戸	45,500戸	41,100戸	79.7%
農 業 就 業 人 口	52,350人	46,300人	41,600人	79.5%
漁業経営体（琵琶湖）	809経営体	684経営体	629経営体	77.8%

(2) 生産基盤の見通し

都市化の進展等に伴い、農地の宅地や道路等への転用が進み、今後も減少傾向が続くと予想される中で、計画的な土地利用の推進により、優良な農用地50,800haの確保に努めます。

また、森林面積については、わずかに減少するものの、現状の面積が維持されるものと見込んでいます。

項 目	現状 (平成10年)	中間 (平成17年)	見通し (平成22年)	H22/H10
耕地面積	57,100ha	54,700ha	53,000ha	92.8%
水田	52,500ha	50,400ha	48,900ha	93.1%
	畑地	4,640ha	4,300ha	4,100ha
農振農用地面積	51,978ha	51,300ha	50,800ha	97.7%
森林面積	202,946ha	202,400ha	202,000ha	99.5%

(3) 農作物の作付面積等の目標

国の生産努力目標や近年の需給動向等を踏まえながら、水田農業における麦や大豆、飼料作物等の作付拡大とともに、耕地利用率の向上に努めます。

作 目	現 状 (平成10年)	中 間 (平成17年)	目 標 (平成22年)	目標/現状	備 考
水 稲	38,300 ha	36,900 ha	36,000 ha	94.0 %	現状は11年実績 () 内は飼料イネ
麦 類	5,020	6,400	7,000	139.4	
大 豆	2,840	3,500	4,000	140.8	
野 菜	4,203	4,300	4,400	104.7	
花 き	79	82	85	107.6	
果 樹	599	510	470	78.5	
茶	882	860	850	96.4	
飼 料 作 物	431 (0)	576 (143)	744 (310)	172.6	
そ の 他 作 物	2,221	2,221	2,221	100.0	
作付延べ面積	54,700	55,349	55,770	102.0	
耕地面積	57,100	54,700	53,000	92.8	
耕地利用率	95.8%	101.2%	105.2%	109.8	

※目標設定のない作目については、目標値は現状のままとした。

(4) 生産努力目標

国の生産努力目標や品目ごとの生産振興計画、近年の需給動向を踏まえ、次のとおり目標を設定し、本県の農林水産業の持っている力を十分に発揮した意欲的な生産の振興を図ります。

品 目 等		現 状 (平成10年)	中 間 (平成17年)	目 標 (平成22年)	目標/現状 (%)
農 業	米	190,400 t	188,200 t	187,200 t	98.3
	麦 類	12,400 t	20,700 t	25,200 t	203.2
	大豆	(H11) 4,800 t	7,300 t	10,000 t	208.3
	野菜	67,223 t	69,000 t	71,000 t	105.6
	果 実	2,750 t	2,600 t	2,500 t	90.9
	花 き (出荷量)	2,592万本・鉢	3,000万本・鉢	3,200万本・鉢	123.5
	茶 (荒茶)	811 t	850 t	950 t	117.1
畜 産	生 乳	34,385 t	36,000 t	37,000 t	107.6
	肉用牛 (枝肉)	4,800 t	5,000 t	5,200 t	108.3
	豚 (枝肉)	1,467 t	1,640 t	1,640 t	111.8
	採卵鶏	10,428 t	11,410 t	11,410 t	109.4
	肉用鶏	2,672 t	2,724 t	2,724 t	101.9
	飼料作物	24,435 t	28,586 t	34,941 t	143.0
水 産	琵琶湖漁業	2,394 t	2,770 t	3,900 t	162.9
	河川漁業	78 t	90 t	135 t	173.1
	魚類養殖業	930 t	967 t	1,000 t	107.5
林 業	木 材	77千m ³	89千m ³	94千m ³	122.1

※このビジョンに掲げた現状、中間、目標の年次は原則として年度を示しています。

6. 滋賀県環境こだわり農業推進条例

滋賀県では、より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、本県農業の健全な発展と琵琶湖等の環境保全に資することを目的として、「滋賀県環境こだわり農業推進条例」を平成 15 年 3 月に制定した。

(1) 目的

「1. より安全で安心な農産物の消費者への供給」、「2. 環境と調和のとれた農業生産の確保」をもって、滋賀県農業の健全な発展および琵琶湖等の環境保全

(2) 各主体の責務等

県の責務 農業者等・農業団体の努力 農産物販売業者の努力 消費者の役割

(3) 環境こだわり農業の推進施策

1. 基本計画の策定 2. 営農技術指針の策定 3. 広報・啓発 4. 試験研究 5. 配慮事項

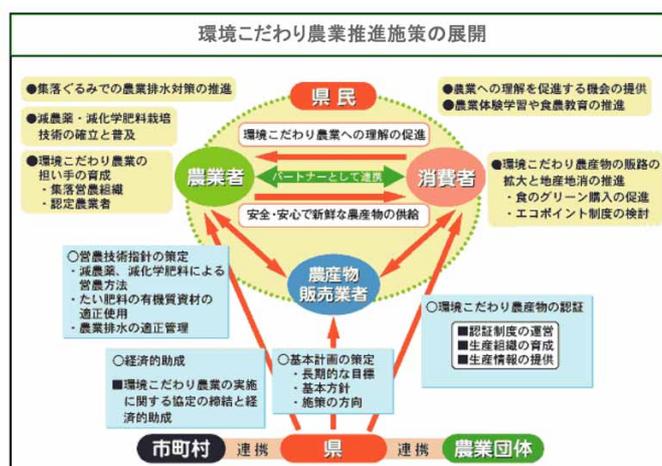
(4) 環境こだわり農産物

化学合成農薬と化学肥料の使用量を通常の 5 割以下に削減し、琵琶湖と周辺環境への負荷を削減する技術で栽培されたことを県が認めた農産物をいう。農業者は、あらかじめ認定を受けた生産計画に従い、農産物を県内において生産したときは、環境こだわり農産物として知事に認証を受けることができる。



認証マーク

(5) 施策の展開



(資料: パンフレット「滋賀県環境こだわり農業推進条例」、滋賀県農政水産部環境こだわり農業課)

7. 琵琶湖森林づくり条例

(資料: 琵琶湖森林作り条例のあらまし, 滋賀県琵琶湖環境部林務緑政課, 平成 16 年 4 月より要約)

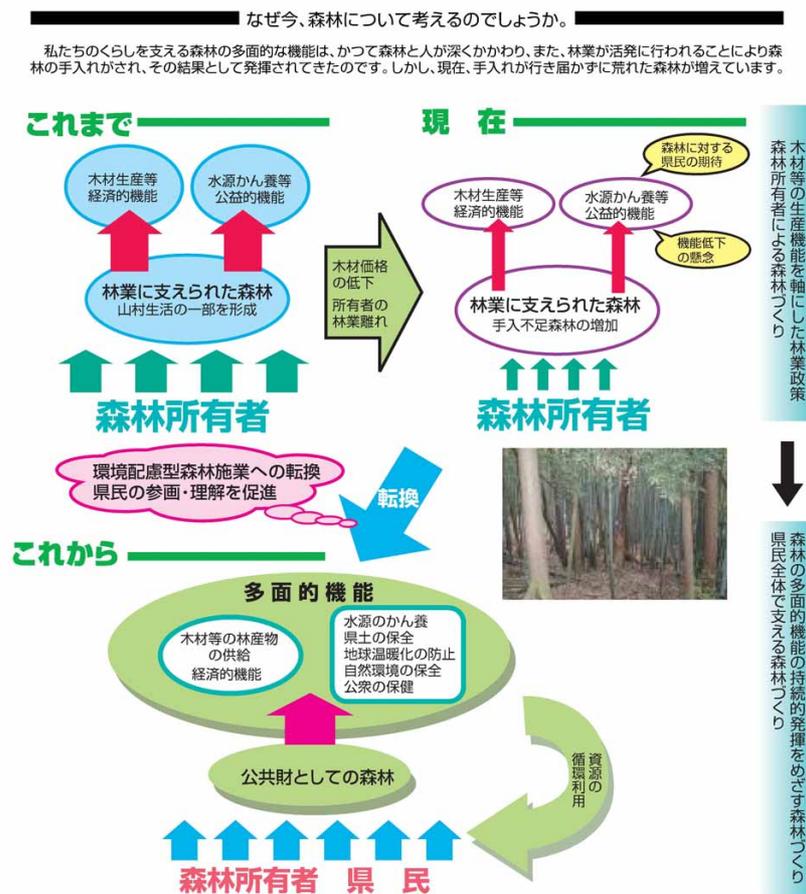
環境の時代といわれる 21 世紀は、これらの森林の持つ働き(多面的機能)が十分に発揮されるような「森林づくり」を進めていかなければならない。

そこで滋賀県では、県民のみなさんと協働して目指すべき森林をつくるため、その仕組みとして「琵琶湖森林づくり条例」を制定し、平成 16 年 4 月 1 日より施行している。

(1) 目的 (第 1 条)

この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めて、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(2) 条例制定の背景

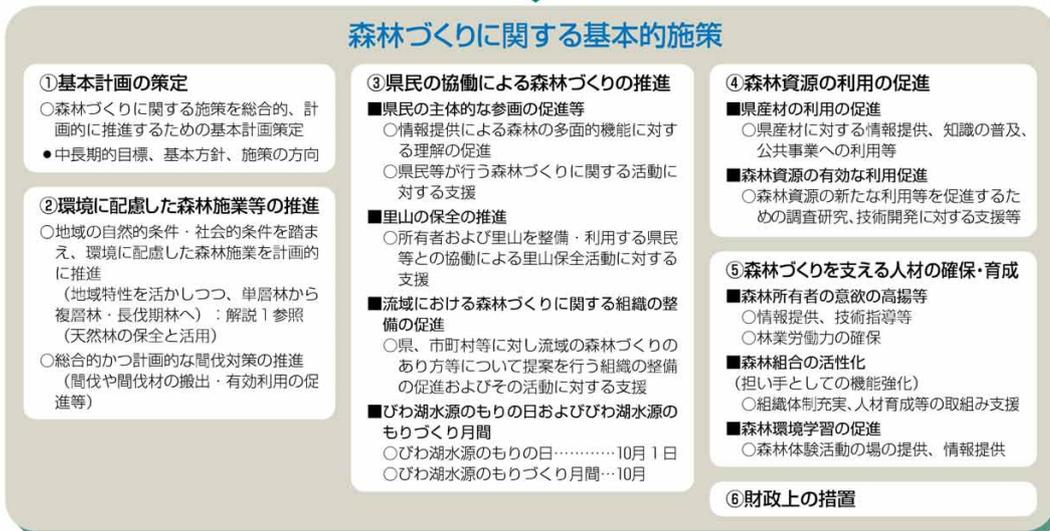
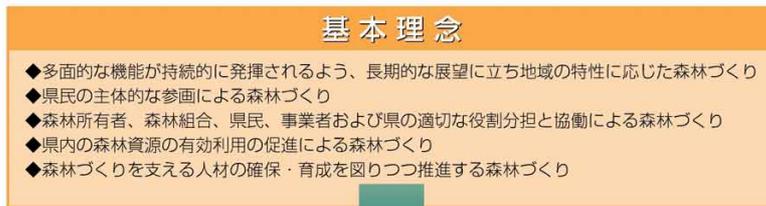
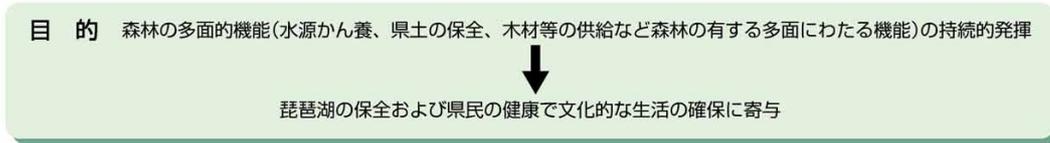


■ 県民が協働して目指すべき森林をつくるため、その仕組みとして条例を制定しました。

森林のもつ多面的機能の恩恵を広く県民は受けています。そして、特に、滋賀県は生命の源となる琵琶湖を預かっていることから、その水源となる、琵琶湖を取り囲む森林を健全な状態で次の世代に引き継いでいく必要があるのです。

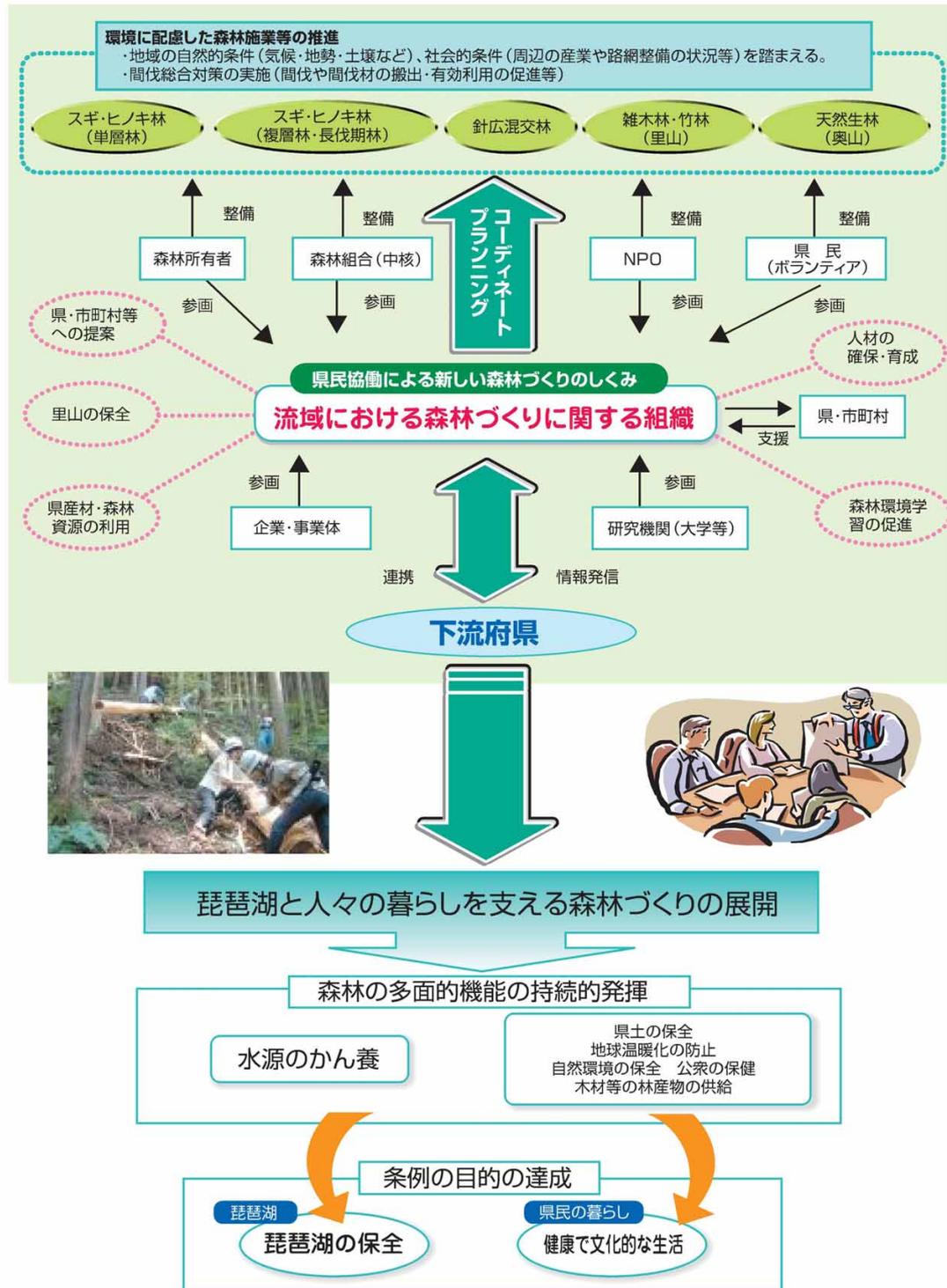
(3) 条例の概要

平成16年4月1日施行



解説1：単層林；一度に植林された（スギ・ヒノキなどの）単純一斉林
 複層林；数回に分けて植林し、年齢の違う木が育つ森林
 長伐期林；伐採年齢を通常の倍（40～60年→80～100年）に延ばし、下層植生と表土を安定させる森林

(4) 条例の目指す琵琶湖の森林づくり



参考資料 3

関連する法律、国の計画策定等

1. 水源地域ビジョン……………28
2. ダム周辺の山林措置制度……………29
3. 森林・林業基本法(新基本法)……………30

1. 水源地域ビジョン

(1) 水源地域ビジョンの位置づけ、目的

21世紀のダム事業・ダム管理では、従来からダムに求められていた治水、利水だけでなく、水源地域の自立的、持続的な活性化を図り、自然豊かな水辺環境等を国民が広く利用できるように、ハード、ソフト両面からの整備を進め、バランスのとれた流域の発展を図ることが期待されている。

このため国土交通省や水資源機構では、水源地域の住民・自治体と協同で、平成13年度から管理ダム、建設ダムを対象に、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を図るための「水源地域ビジョン」の策定を進めている。(建設中のダムは、建設が完了するまでに策定することになっている。)

(2) 水源地域ビジョンとは

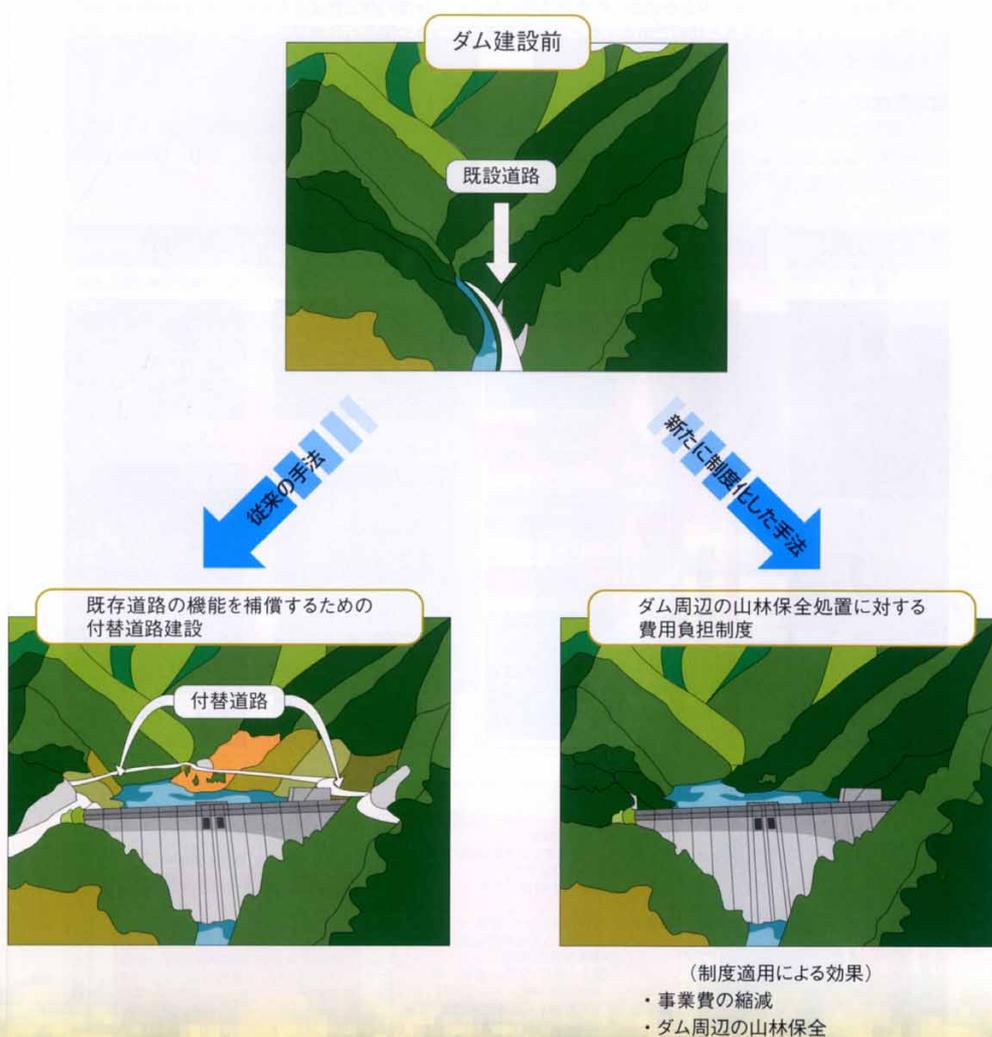


(資料: 目でみるダム事業 2003, ダム技術センター)

2. ダム周辺の山林措置制度

12 | ダム周辺の 山林保全措置制度

ダム建設に伴う道路の付替えに代えて、地元地方公共団体等がダム周辺山林の取得および当該山林の管理を行う場合に、ダム事業者が付替道路整備費の範囲内で、その費用の一部を負担する制度で、経済性や地域の実情に応じたダム事業の推進を図ります。



(資料: 目で見えるダム事業 2003, ダム技術センター)

3. 森林・林業基本法(新基本法)

(1) 背景

森林に対する国民の要請が公益的機能を中心に多様化・高度化する中で、森林・林業のあり方が、これまでの木材生産を主体としたものから、森林の有する多面的機能の持続的発揮へと転換が求められた。

これらの国民の要請に応えるため、昭和 39 年に制定された林業基本法を改正し、平成 13 年 6 月に森林・林業基本法を制定した。

表 旧基本法との比較

項目	林業基本法(旧)	森林・林業基本法(新)
背景	高度経済成長により急増した木材需要の供給が追いつかない状態。木材需要の拡大と価格の安定が緊急の要請となる。	木材需要量の 8 割は輸入材により供給され、国産材の生産は長期的に減少。森林の持つ多面的機能への要請が増大。
目的	林業の安定的な発展 林業従事者の地位向上	国民生活の安定・経済の安定
政策方向	森林資源に関する基本計画、林産物の需給に関する長期見通しの作成。 林業の安定的な発展 拡大造林当による森林の改良、小規模森林所有者による森林経営の近代化、従事者の育成確保等を実施。	森林の多面的機能の発展 ・多面的機能の発揮を旨とした森林の整備 ・保安林制度等森林の保全 ・ボランティア等の活動の促進 等 林業の持続的かつ健全な発展 ・担い手への施策の集中 ・担い手への経営の集約化 等 林産物の供給および利用の確保 ・木材産業の振興、流通加工の合理化 ・木材利用の促進 ・輸入に関する措置 等

(2) 概要

a. 基本理念

「森林の有する多面的機能の発揮」

森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面にわたる機能が持続的に発揮されることが、国民生活に欠くことの出来ないものであることから、将来にわたって適正な整備・保全を図る。

「林業の持続的かつ健全な発展」

林業は、森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることから、その持続的かつ健全な発展を図る。そのために、林産物の適切な供給及び利用の促進を図る。

b. 関係者の責任等

基本理念の現実に向け、国、地方公共団体、森林所有者等森林に携わるすべての者にその責任を負わせる。

(3) 森林・林業基本法が目指す林政の展開方向



(資料: 森林・林業基本法のあらまし, 林野庁)